

四日市市告示第117号

四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第165号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (有効期限) 2 この要綱は、第14条の規定を除き、 <u>令和11年3月31日限り</u> 、その効力を失う。	附 則 (有効期限) 2 この要綱は、第14条の規定を除き、 <u>令和8年3月31日限り</u> 、その効力を失う。

附 則
この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

(商工農水部商業労政課)